

**令和5年度
居宅介護支援事業者
集団指導**

城陽市 福祉保健部 高齢介護課

令和5年7月12日

(目次)

- (資料1) 居宅介護支援事業者の指導・監査について【P1~P6】
- (資料2) ケアマネジメントに関する基本方針について【P7~P9】
- (資料3) 指定更新、変更届、加算体制届等 各種届出について【P10~P11】
- (資料4) 介護報酬等にかかる留意点について【P12~P13】
- (資料5) 高齢者虐待防止について【P14】
- (資料6) 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の
臨時的な取扱いについて【P15-P16】

(資料1)

居宅介護支援事業者の指導・監査について

1、基本方針

介護保険法に規定する事業の実施に当たり、同法及び関連法令の規定に基づき、【①法令が遵守されているか、②適正な保険給付がなされているか、③利用者の尊厳が保持され、利用者本位のサービスが提供されているか】等の観点から、これらの事業を行う事業者に対して指導・監査を行う。

2、根拠法令等

- ① 介護保険法（平成9年法律第123号）
- ② 城陽市地域密着型サービス事業者等指導要綱（平成18年12月1日制定）
- ③ 城陽市地域密着型サービス事業者等監査要綱（平成18年12月1日制定）

3、対象事業所

指定居宅介護支援事業者

4、指導の形態及び実施計画

(1) 集団指導

3に定める事業者等を一定の場所に集めて、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、制度改正の内容及び過去の指導事例等について、講習等の方法により年1回以上行う。なお、オンライン等（オンライン会議システム、ホームページ等）活用に係る動画の配信や資料掲載とする場合がある。

(2) 運営指導及びケアプランチェック（※令和4年度より名称変更）

① 指導の重点事項

- ア 介護保険法に基づく人員、設備、運営等に関する基準の遵守
- イ 報酬上の加算についての適正な請求の推進
- ウ ケアマネジメントのプロセスを踏まえた「自立支援」に資する適切なケアプランが作成されているか
- エ 感染症対策の強化及び業務継続に向けた取組の推進

② 指導方法

各事業所において、従事者等とのヒアリング、関係者から関係書類を基に説明を求める等の面談方式で行う。（感染症の状況に応じて、資料を事前提出のうえ Zoom 等のオンラインによる実施にて行う場合がある。）

③ 対象事業所の選定方法

対象事業所の選定に当たっては指定の有効期間中に少なくとも1回を目安とする。

④ 指導体制・日数等

1事業所につき2名以上の職員により、1日又は半日単位で行う。

実施に際しては、現地（事業所）での実施を基本とするが、Zoom等のオンラインによる実施も可とする。なお、オンライン実施の場合でも、事業所の設備確認のため現地確認は行う。

⑤ 令和5年度運営指導実施予定事業所

- ・居宅介護支援事業所 ひだまり
- ・(医)晴風園 訪問看護ステーション ゆりかご
- ・(医)清福会 安見内科医院居宅介護支援事業所
- ・ケアプランセンター コネクト

5、監査の実施

通報・苦情・相談等に基づく情報、介護給付費適正化システムの分析から特異傾向を示す事業者、介護保険法第115条の35第5項の規定による通知、運営指導で確認した指定基準違反があるなど必要があると認める場合は、速やかに監査を行う。

なお、運営指導中に、明らかに不正又は著しい不当等（以下「指定基準違反等」という。）が疑われる場合も監査を行うことがある。

6、指導・監査後の処理

(1) 文書指摘等

運営指導等においては、その結果を口頭により指摘することを原則とするが、法令基準違反の事実があり改善を要すると認められる事項については、当該事業者に対し、文書指摘として書面で通知し、1月以内を目途に改善報告書の提出を求める。

なお、文書指摘として書面で通知したときは、必要に応じ京都府へ連絡する。

(2) 自主点検及び自主返還指示

運営指導等において介護給付等対象サービスの内容、介護給付費の算定又はその請求に関し不適切な事項（偽りその他不正の行為による場合を除く。）を確認したときは、当該事業者に対し、当該不適切な事項に関し、指導月前5年間に遡って自主点検を行わせ、その結果を報告させるものとし、介護給付費の返還の必要がある場合は原則として自主返還の指示を行う。

(3) 勧告

指導・監査の結果、法令基準違反の事実が確認され、当該違反の規模、期間、内容、改善の可能性等を勘案して上記(1)の文書指摘以上に強い指導を行う必要があると認められる場

合は、当該事業者に対し期限を定めて当該基準を遵守するよう勧告し、当該勧告に係る改善措置の履行状況について報告を求める。

なお、勧告を行ったときは、必要に応じ京都府へ連絡する。

(4) 業務改善命令

上記(3)の勧告を受けた事業者が、正当な理由なく当該勧告に係る改善措置をとらなかった場合であって、当該勧告に係る基準違反の規模、期間、内容等を勘案し必要があると認められる場合には、当該事業者に対し期限を定めて勧告に係る措置を講じるよう業務改善命令を行い、当該命令に係る改善措置の履行状況について報告を求める。

なお、同命令を行った場合は、その旨を速やかに公示するとともに、京都府及び京都府国民健康保険団体連合会へ連絡する。

(5) 指定の取消又は効力停止

指導・監査の結果、指定の取消又は効力停止処分事由に該当する事実がある場合であって、当該事実の内容、悪質性及び重大性、改善の可能性等を勘案し必要があると認められる場合には、当該事業者の指定を取り消し又は期間を定めてその効力を停止する。

なお、指定の取消又は効力停止を行った場合は、その旨を速やかに公示するとともに、京都府及び京都府国民健康保険団体連合会へ連絡する。

(6) 返還金及び加算金

指導・監査の結果、介護給付費の返還が生じる場合であって、事業者等が偽りその他不正の行為により介護給付費の支払を受けていたことが確認されたときは、過去2年間について返還金を確定し、当該返還額に加え、当該額に100分の40を乗じて得た額を徴収する。

(7) 公表

上記(3)の勧告を行った場合であって期限までに改善措置が履行されなかった場合は法令基準違反の程度を勘案し、又は上記(4)又は(5)の処分を行った場合は原則として、その旨を公表する。

(8) 聴聞等

上記(4)及び(5)の処分を行おうとする場合には、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項の規定による聴聞又は弁明の機会付与の手続を行う。ただし、同条第2項の規定によりこれらの手続を執ることを要しない場合を除く。

(9) 刑事告発

特に悪質と認められる不正請求や虚偽報告、検査忌避等については、刑事告発を検討する。

(10) 介護サービス事業者に対する措置

介護サービス事業者が開設する事業所において、指定基準違反等が疑われる場合は、指定権限を有する京都府において措置されるよう連絡調整するものとする。

9、過去の運営指導（当時の実地指導）における指摘事項等

項目	内 容
運営	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報利用に関する承諾書に家族欄がなく、家族の承諾をもらっていない。 ・ 利用者の人権の擁護、虐待の防止のため、責任者を設置する等必要な体制の整備に努めること。 ・ 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項が掲示されていない。 →令和3年度から、掲示でなく書面を事務所に備え付け、常時関係者に閲覧させる場合、掲示に代えることができる。 ・ 重要事項説明書に、報酬額や利用料の記載がない。 ・ 重要事項説明書に、「高齢者の虐待防止」に関する記載をすること。 ・ 重要事項説明書に、「秘密の保持」に関する記載をすること。 ・ 介護支援専門員等従事者に対して業務上知り得た利用者等に関する情報の秘密保持（退職後含む）について、誓約書の徴取等、必要な措置を検討すること。
計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ アセスメントからニーズが導かれていない。（★） ・ 短期目標が抽象的で、評価のできる具体的な目標になっていない。（★） ・ 居宅サービス計画の原案について利用者の同意、交付の記録がない。（★） ・ 定期反復的に実施されている他制度や家族介護等について第2表、第3表に位置付けること。 ・ 居宅サービス計画作成時にサービス担当者会議が行われていない。 ・ モニタリングにより身体状況が変化しているにもかかわらずプランの変更がされていない。 ・ 医療系のサービスを位置付けているが、主治医の指示等の確認がない。（★） ・ 生活援助中心型の訪問介護を位置付けているが、生活援助中心型の算定理由が記載されていない。 ・ 居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者からの訪問介護計画等の各サービス計画の提出を求めている。（★） →居宅サービス事業者は提出義務がないので、介護支援専門員から提出依頼が必要となる。 ・ 居宅サービス計画と指定居宅サービス事業者が作成するサービス計画は整合性を確認すること。 ・ 利用者基本情報（アセスメント書類）について、障害者手帳の交付を受けている利用者の情報は、所定欄に適切に記録を行うこと。 ・ 居宅サービス計画書第3表について、主な日常生活上の活動欄が記載されてい

	ないケースが見受けられた。利用者の起床、就寝、食事、排泄など、主要な日常生活に関して、適切に記載を行うこと。(★)
報酬	・特定事業所加算Ⅱの算定要件である他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者との共同で実施する事例検討会、研修会等について、具体的な年度計画が定められていない。
	・特定事業所集中減算については、年2回、参考様式により判定し、判定資料とともに5年間保存すること。
	・退院・退所加算（Ⅰ）ロの算定にあたり、カンファレンスに参加した場合、カンファレンスの日時等について居宅サービス計画等に記録し、利用者または家族に提供した文書の写しが添付されていない。
	・退院・退所加算の算定にあたり、病院の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンスにより1回受けている場合は「退院・退所加算（Ⅰ）ロ」の算定となるが、「退院・退所加算（Ⅱ）イ」を算定していた。

(★)：指摘を受けた事業所が複数ある項目

(資料2)

ケアマネジメントに関する基本方針について

居宅介護支援事業の実施にあたっては、【①介護保険法、②指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準、③市条例】にそれぞれ定められた目的及び基本方針に基づいた運営をお願いしているところです。今一度、再確認をお願いいたします。

今年度に入ってから、「ケアプランが1年以上見直されていない」「ケアマネジャーが最新のケアプランを事業所に交付してくれない」等の声が市に届いています。また、京都府の行った介護サービス事業所の運営指導において、「ケアマネジャーからのケアプラン等が適切に作成、交付されていないのでは」という疑義の報告も受けています。

事業所におかれては、ケアマネジャーの責務を遂行いただくようよろしくお願いいたします。

○介護保険法（抜粋）

(目的)

第一条 この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

(介護保険)

第二条 介護保険は、被保険者の要介護状態又は要支援状態に関し、必要な保険給付を行うものとする。

2 前項の保険給付は、要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療との連携に十分配慮して行われなければならない。

3 第一項の保険給付は、被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、被保険者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者又は施設から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

4 第一項の保険給付の内容及び水準は、被保険者が要介護状態となった場合においても、可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮されなければならない。

○指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（抜粋）
（基本方針）

第一条の二 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。

2 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立に行われなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村、法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センター、老人福祉法第二十条の七の二に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十一条の十七第一項第一号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。

5 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

○城陽市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（抜粋）

（基本方針）

第4条 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。

2 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立に行われなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村、地域包括支援センター、老人福祉法第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。

5 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

(資料3)

指定更新、変更届、加算体制届等 各種届出について

○指定更新

- ・介護保険法第79条の2の規定により、事業所の指定有効期間は6年間となっています。
事前協議を行い、有効期間満了の2か月前までに指定更新に係る書類をご提出ください。
- ・書類提出後、書類の補正と現地確認を経て、指定更新を行うこととなります。
- ・令和5年度中に指定有効期間満了を迎える居宅介護支援事業所はないと認識していますが、各事業所におかれても指定書にて指定有効期間の確認をお願いいたします。
- ・指定更新に係る書類は、市ホームページに様式を掲載しています。

<https://www.city.joyo.kyoto.jp/0000003960.html>

○変更届

- ・介護保険法第75条第1項の規定により、事業所の指定内容に変更があった場合、変更があった日から10日以内に指定権者宛に変更届を提出することとされています。
- ・15項目の変更事項のうち、「事業所の所在地」「事業所（施設）の建物の構造、専用区画等」「運営規程のうち営業日、営業時間等」の利用者への影響が大きい変更については、変更前に市との事前協議が必要ですのでご注意ください。
- ・変更届に係る書類は、市ホームページに様式を掲載しています。

<https://www.city.joyo.kyoto.jp/0000003583.html>

○加算体制届（介護給付費算定に係る体制等に関する届出書）

- ・平成12年3月8日老企第41号（厚生省通知）により、各種加算を算定、変更する場合、加算を算定する月の前日15日までに加算届の提出が必要となります。
（例：9月1日から新たに加算を算定する場合は8月15日までに届出）
- ・加算要件に該当しなくなった場合は、発生月から算定できなくなります。
この場合の届出は、事由が発生した段階で速やかに行ってください。
- ・加算体制届に係る書類は、市ホームページに様式を掲載しています。

<https://www.city.joyo.kyoto.jp/0000003584.html>

○休止届

- ・介護保険法第75条第2項の規定により、事業の休止を行う場合は、事由が発生する日の1か月前までに届出が必要です。
- ・届出にあたっては、利用者の引継ぎ先の確認等、市との事前協議が必要です。
- ・休止期間については、最長1年間を目途としてご検討ください。
- ・休止に係る書類は、市ホームページに様式を掲載しています。

<https://www.city.joyo.kyoto.jp/0000003583.html>

○廃止届

- ・介護保険法第75条第2項の規定により、事業の廃止を行う場合は、事由が発生する日の1か月前までに届出が必要です。
- ・届出にあたっては、利用者の引継ぎ先の確認等、市との事前協議が必要です。
- ・廃止に係る書類は、市ホームページに様式を掲載しています。

<https://www.city.joyo.kyoto.jp/0000003583.html>

○再開届

- ・休止中の事業所を再開する場合、再開する日から10日以内に再開届の提出が必要です。
- ・再開にあたっては、市との事前協議が必要です。協議にあたっては、「従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表（様式1-5）」等の従事者の状況が分かる資料をご準備ください。
- ・再開に係る書類は、市ホームページに様式を掲載しています。

<https://www.city.joyo.kyoto.jp/0000003583.html>

○各種届出に係る手続き時期の整理

申請種類	期日（※1）	事前協議
指定更新	指定満了日の2か月前	要
変更届	変更事由が発生した日から10日以内	不要（※2）
加算体制届	加算を算定する月の前月15日まで	不要
休止届	休止する日の1か月前	要
廃止届	廃止する日の1か月前	要
再開届	再開する日から10日以内	要

（※1）期日にあたる日が閉庁日（土・日・祝）の場合は、前開庁日までが期日となります

（※2）「事業所の所在地」「事業所（施設）の建物の構造、専用区画等」「運営規程のうち営業日、営業時間等」の変更については、事前協議が必要です。

○届出に際しての留意事項

- ・届出（相談含む）を行う際は、事前に担当者宛にご連絡いただき日程調整のうえご来庁いただきますよう、ご協力をお願いいたします。

（担当：高齢介護課 介護認定係 勝俣・柴田 電話：56-4037）

(資料4)

介護報酬等にかかる留意点について

1、居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書について

「居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書」（いわゆる居宅届、以下「居宅届」という。）については、介護保険法施行規則第77条の規定に基づきご提出いただいています。これは、事業所様から国保連合会に対して介護報酬請求を行う際にも必要な届出になります。

居宅届の届出年月日については、窓口での届出日から遡及した日付で受付もいたしますので、居宅届には利用者支援の開始日を適切にご記入いただき、被保険者証と合わせてご提出ください。

居宅届の提出に際しては、所定様式に必要事項をご記入ください。被保険者番号、事業所変更日、事業所番号等、記入事項については漏れなくご記入をお願いいたします。

2、居宅届提出時期と国保連請求時期との関係性について

市と国保連合会とのデータ連携時期の関係から、請求時期については下記をご参照ください。

- | |
|---|
| <p>①居宅届を月末までに市へご提出いただいたケース ⇒ 翌月に請求可能
（例：8月31日までに市へご提出いただいた居宅届分については、9月10日に請求が可能）</p> <p>②月をまたいだ届出となったケース ⇒ 翌月の請求となり、当月中の請求はできない
（例：9月1日に市へご提出いただいた居宅届分については、10月10日の請求となる）</p> |
|---|

※被保険者証にある届出年月日ではなく、居宅届の窓口提出日によります。

3、国保連請求が返戻になったときには

市にお問い合わせをいただく際には、国保連合会からの「請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表」の備考欄にある4桁の英数字をお知らせください。返戻（保留）内容を備考欄にある4桁の英数字で確認することができ、対応方法も調べやすくなります。

また、京都府国民健康保険団体連合会のホームページに、事業所様からよくあるお問い合わせについてまとめたページがありますので、参考にしてください。

<https://www.kyoto-kokuhoren.or.jp/nursingcare/13.html>

4、令和3年度介護保険制度改正について

令和3年度の制度改正について後述のとおりまとめましたので、自主点検をお願いいたします。

①管理者要件について

- 事業所の管理者は、主任介護支援専門員の資格を有していますか
- 令和3年3月31日時点での管理者が引き続き管理者である場合は、経過措置で令和9年3月31日までは主任介護支援専門員の資格がなくとも管理者に就くことができますが、該当しますか
- やむを得ない理由で主任介護支援専門員を設置できなくなった場合、市への協議、届け出を行っていますか

②契約時の説明項目について

- 前6か月間に作成した居宅サービス計画における訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護の各サービスの割合を、新規契約時又は認定更新時に説明していますか
- 前6か月間に作成した居宅サービス計画における訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護の各サービスの同一事業者によって提供された割合を、新規契約時又は認定更新時に説明していますか

③業務継続計画の策定について（令和6年3月31日までは努力義務）

- 感染症又は非常災害の発生時において、事業を継続するための計画を策定し、必要な研修の実施、訓練の実施等必要な措置を講じていますか

④感染症の予防及びまん延防止のための措置について（令和6年3月31日までは努力義務）

- 感染症が発生し、又はまん延しないよう、次の措置を講じていますか
 - ・ 感染症予防及びまん延防止のための対策検討等委員会の定期開催（概ね6月に1回以上）
 - ・ 感染症予防及びまん延防止のための指針の整備
 - ・ 感染症予防及びまん延防止のための研修及び訓練の定期的実施（年1回以上）

⑤高齢者虐待の防止（令和6年3月31日は努力義務、運営規程への記載が義務付け）

- 虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じていますか
 - ・ 虐待の発生又はその再発を防止するための対策検討等委員会の定期開催
 - ・ 虐待の発生又はその再発を防止するための指針の整備
 - ・ 虐待の発生又はその再発を防止するための研修及び訓練の定期的実施（年1回以上）
 - ・ 上記の措置を適切に実施するための担当者の設置

⑥ハラスメントの防止

- 職場における性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか

※運営規程の例示を市ホームページに掲載しています

<https://www.city.joyo.kyoto.jp/0000004212.html>

(資料5)

高齢者虐待防止について

介護支援専門員は、「高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない」とされています。

また、「養護者により虐待されている高齢者を発見した者は、高齢者の生命及び身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに市町村に通報しなければならない」とされています。

貴事業所の利用者において、高齢者虐待が疑われる案件があれば、危険性の軽重に関わらず市又は所管の地域包括支援センターへ情報提供をお願いいたします。また、市又は地域包括支援センターが高齢者虐待案件に対応する際には、ご協力をいただきますようお願いいたします。

<参考>

○高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律（抜粋）

（高齢者虐待の早期発見等）

第五条 養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。

2 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止のための啓発活動及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力するよう努めなければならない。

（養護者による高齢者虐待に係る通報等）

第七条 養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。

(資料6)

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについては、厚生労働省より通知「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」（以下、「国通知」という。）が、第1報から第27報まで発出されているところです。

令和5年5月8日より新型コロナウイルス感染症の法的位置付けが変更となったことに伴い、当該取扱いについて見直し（継続、一部修正、終了）が行われています。

概要は下記のとおりです（今後の通知発出により取扱いが見直される可能性があります）。

※研修に関する取扱いについては、実施主体が京都府であるため、割愛しています。

1、取扱いが継続となった事項

○国通知 第24報 問1

- ・介護サービス事業所に勤務する職員が新型コロナウイルスワクチンの接種を受けることや接種後の副反応により、一時的に人員配置基準を満たさなくなる場合、柔軟な対応が可能

○国通知 第25報

- ・第24報（令和3年7月2日）発出以前に、第24報にあるような事案が発生していた場合でも、柔軟な対応が可能

2、取扱いが一部修正となった事項

※利用者や従事者（いずれも同居する家族含む）がコロナ感染又はその疑いがある場合に限る

○国通知 第1報（10）

- ・介護支援専門員が、やむを得ず一時的に40件を超える利用者を担当することになった場合においては、40件を超える部分について、居宅介護支援費の減額を行わないことが可能
- ・利用者の居宅を訪問できない等、やむを得ず一時的に基準による運用が困難な場合は、居宅介護支援費の減額を行わないことが可能
- ・ケアプラン上のサービスを位置付ける上で、訪問介護事業所の閉鎖などにより、やむを得ず一時的に特定の事業所にサービスが集中せざるを得ない場合、減算を適用しない取扱いが可能

○国通知 第11報 問4

- ・特定事業所加算（I）を算定している居宅介護支援事業所が、新型コロナウイルス感染症の影響で体制縮小等を行った他事業所の利用者を引継いだ場合、算定要件の「算定日が属する月の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5である者の占める割合が100分の40以上であること」の計算において、「地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合」と同様、引継いだ利用者は例外的に割合計算の対象外として取り扱

うことが可能

○国通知 第15報 問1

- ・ケアプラン上に位置付けられた介護サービス事業所によるサービス内容が休止又は変更されたり、当該事業所の利用に対して利用者からの懸念があること等により、利用者のサービス変更を行う必要があったりすることで、やむを得ず一時的に特定の事業所にサービスが集中せざるを得ない場合についても減算を適用しない取扱いが可能

3、取扱いが終了となった事項

○国通知 第3報 問9

- ・サービス担当者会議の利用者宅以外での開催、電話、メール等の柔軟な取扱い

○国通知 第4報 問9～問11（問10は介護予防支援に関すること）

- ・国通知 第3報 問9にある「サービス担当者会議が不要である軽微な変更」とは、基準解釈通知と同様であること
- ・月1回以上の訪問によるモニタリング実施の柔軟な取扱い

○国通知 第5報 問4

- ・「退院・退所加算」算定における、病院等の職員との面談以外での情報収集、電話・メール等の活用

○国通知 第6報 問4

- ・感染症が発生していない地域における、感染防止の観点からのサービス担当者会議の柔軟な取扱い

○国通知 第8報 問1

- ・当初の計画にないサービス提供（デイサービスの時間短縮、訪問への切り替え等）が行われた場合でも、事前に利用者の同意を得られていた場合はサービス担当者会議の開催は不要
- ・居宅サービス計画第2表、第3表、第5表等について、サービス提供後の変更を可とする
- ・利用者の同意について、サービス提供前に説明を行い、同意を得ていれば、文書はサービス提供後に得ることを可とする

○国通知 第11報 問5

- ・モニタリング等の必要なケアマネジメント業務を行い、給付管理票の作成など、請求にあたって必要な書類の整備を行っていただければ、感染症等の影響により、実際にサービス提供が行われなかった場合であっても請求が可能